

平成 30 年 10 月 5 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについての一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省医政局総務課長等より各都道府県衛生主管局長等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 133)

平成 30 年 9 月 19 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 14 年 7 月 8 日付 (介 18) 文書において、寝たきりの方でおむつを使用する必要がある方のおむつ代については、医師の作成したおむつ使用証明書を確定申告の際に添付することで医療費控除を受けることができることに加え、利用者の負担軽減のため、2 年目以降についてはおむつ使用証明書に代えて、要介護認定等を受ける際の主治医意見書を使用することができることについてご連絡申し上げておりました。

今般、要介護認定の有効期間が最大 36 か月に延長されたことに伴い、おむつ代の医療費控除を受ける際に使用する主治医意見書の使用可能期間を延長する旨の通知が厚生労働省より各都道府県等行政宛てに発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

